

(2) その他の取り組み内容

道路特定事業によりバリアフリー化する経路を有効に利用するため、沿道住民などの協力のもと、道路管理者として取り組む内容について示します。

この取り組みは、市民の協力が不可欠であるため、積極的に情報提供などを行い、市民と協働して取り組むことが重要です。

- 市広報誌やホームページ等を活用して、事業実施状況やバリアフリーに関する取り組みについて情報提供を行います。
- 有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪に関しては、沿道住民や自転車利用者などの理解と協力が不可欠であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を実施していきます。
- 放置自転車対策として、行政、市民、鉄道事業者などの役割分担等を検討する「横浜市自転車等対策事業指針」の策定を行います。
- 視覚障害者誘導用ブロック上の障害物放置対策として、誘導ブロック上にPRシートを敷設する等、啓発活動に努めます。

道路特定事業計画の推進にあたって

交通バリアフリー法により進める道路整備は、平成22年までにバリアフリー化を図るため、事業の推進にあたっては、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。すべての人が安心して通行できるよう皆様のご協力をお願いします。

重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

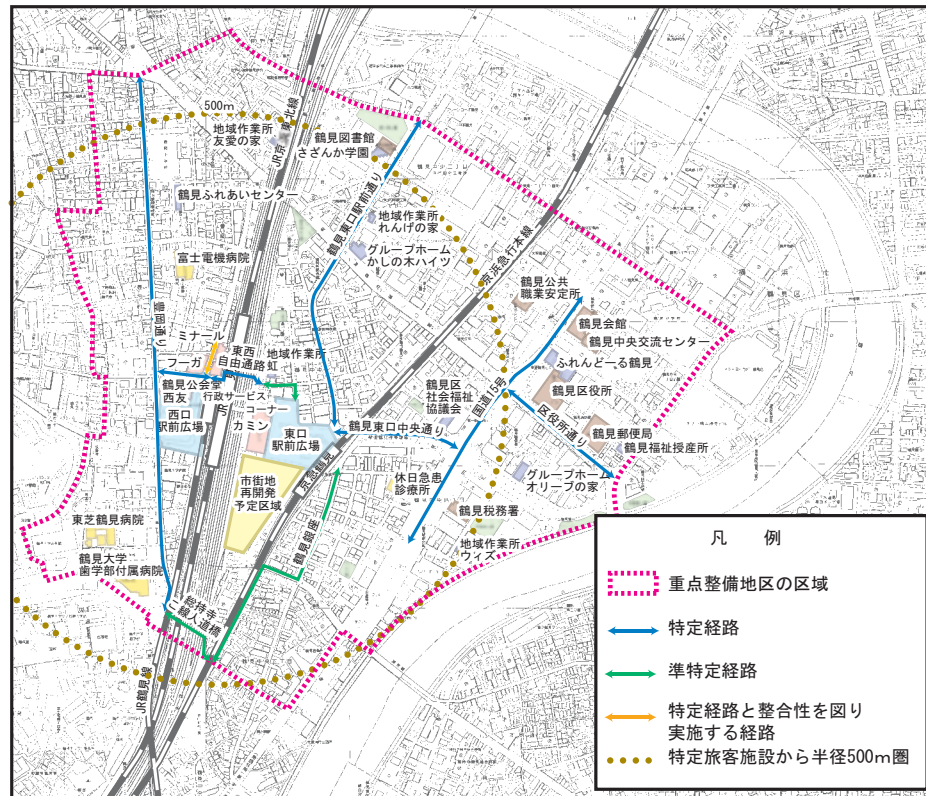
平成16年8月に策定された「横浜市鶴見駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、特定経路と準特定経路が定められています。道路特定事業計画の中で、特定経路と合わせて整備することにより円滑な移動を補完する経路として「特定経路と整合性を図り実施する経路」を追加しました。

■特定経路

原則として、平成22年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
現段階において、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備がされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■準特定経路

今までの検討等で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路



お問い合わせ 横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-2731 FAX：045-651-6527
ホームページ：<http://www.city.yokohama.jp/me/douro/index.html>



横浜市 鶴見駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、都心・副都心の主要駅周辺地区で基本構想の策定を進めており、平成16年8月に鶴見区を中心に位置し、業務、商業、公共施設、福祉、医療施設が集積している鶴見駅周辺地区を対象とした「鶴見駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

道路局では、この基本構想の実現に向け、事業内容や事業期間を定めた道路特定事業計画を策定しました。今後、この計画に基づき道路事業を実施してまいります。

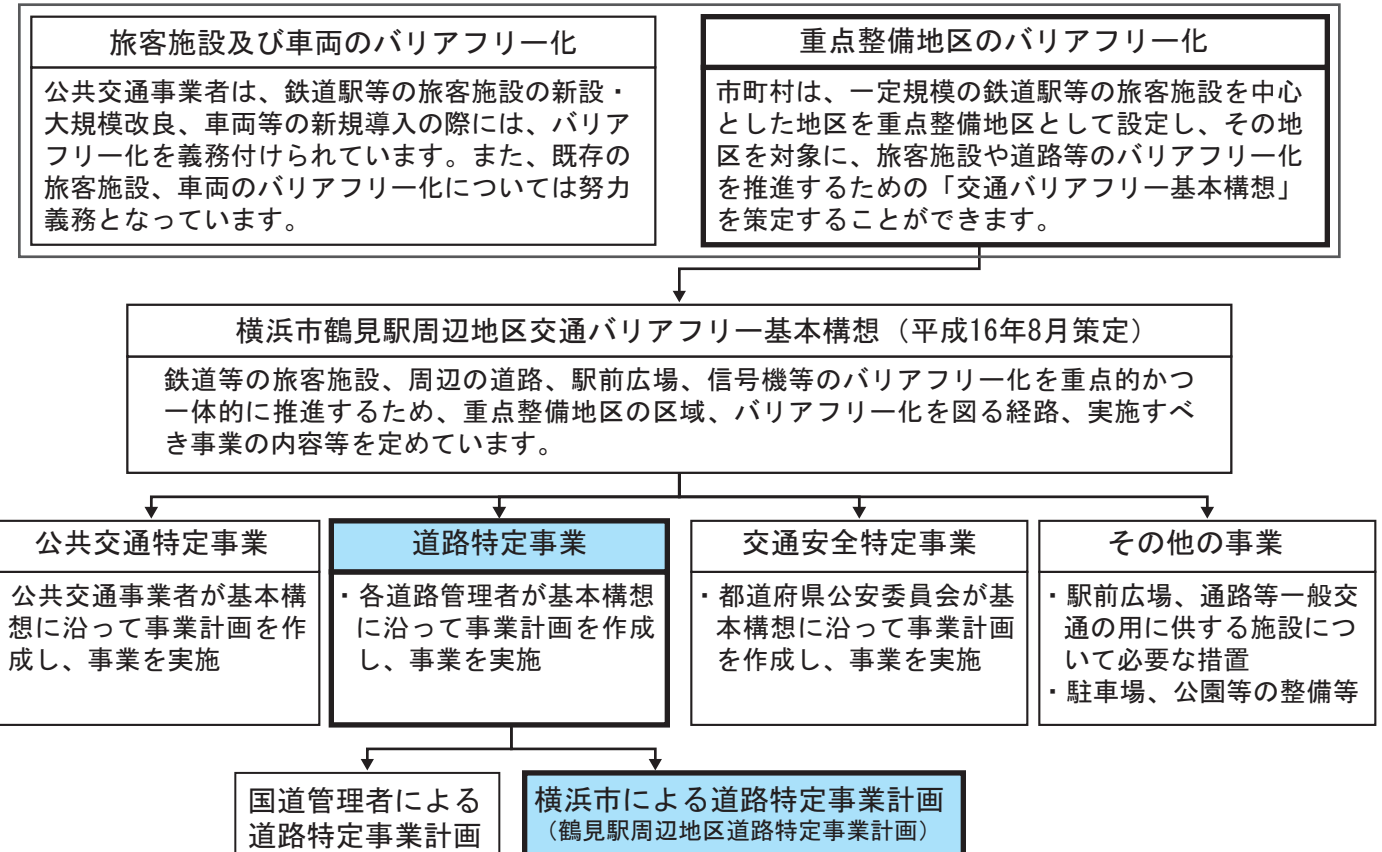
道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

道路特定事業計画とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

※重点整備地区とは：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲（徒歩圏）に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域



道路特定事業の整備方針

目標年次

特定経路、特定経路と整合性を図り実施する経路については、平成22年までに整備を実施していきます。その他の経路については、補修等の機会を捉えバリアフリー化に向け取り組んでいきます。

(※経路の種別については後述の「重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照してください)

整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を実現するため、部分的な歩道の改善によっておおむねバリアフリー化が図れる場所については、補修による整備を実施します。

また、他事業との連携や歩行者の連続性などを考慮し整備レベルを決定しています。

整備基準

道路の移動円滑化整備ガイドラインを基本とし整備を実施します。

道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

- 歩道の有効幅員を2m以上とする
- 歩道の横断勾配を1%以下とする
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする
- 舗装材は平坦で、すべりにくく、水はけの良いものとする
- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする
- 視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を原則とする
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける

道路特定事業の整備計画

重点的・一体的に早期にバリアフリー化を推進するため、平成22年までに道路特定事業を実施する経路について整備計画を示します。

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

(1) 個別経路の整備計画

事業路線・箇所			事業内容と事業量											事業計画																					
経路名	事業区間	道長 (m)	経路種別			歩行空間の確保		道路構造の改良				視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良				その他				事業予定年度						事業実施に際して配慮すべき重要事項									
			特定経路	準特定経路	特定経路と整合性を図り実施する経路	歩道の新設	歩道の拡幅	全面改良	歩道の部分改良				経路誘導のためのブロックの敷設・改良				採光性の向上	音声触知サインの設置	案内標識の整備	スロープの改良	H17	H18	H19	H20	H21		H22								
									段差・すりつけ勾配の改良	横断勾配・縦断勾配の改良	舗装材の改良	排水施設の改良	経路誘導のためのブロックの新設	経路誘導のためのブロックの改良・補修	横断歩道接続部等における部分設置(新設)	横断歩道接続部等における既設ブロックの改良・補修																			
①区役所通り	国道15号～潮鶴橋付近交差点	210	●					4																											
②東西自由通路～東口駅前広場 東西自由通路～西口駅前広場	東口駅前広場～西口駅前広場 (東西自由通路を除く)	150	●	●	●			150					10						4																案内標識は事業者間調整(全体サイン計画との整合)があるため暫定設置 民間エレベーター運行時間の見直し依頼
③東西自由通路	東西自由通路	100	●					100					100						50	1														駅構内へのスロープ勾配の改良における 鉄道事業者の協力	
④鶴見東口駅前通り	鶴見図書館付近～東口駅前広場	550	●					24	1																										
⑤鶴見東口中央通り	国道15号～東口駅前広場	230	●					5																											
⑥西口駅前広場	西口駅前広場	200	●					10	2																										民間エレベーター運行時間の見直し依頼 民間ビルへのスロープ勾配の改良における 事業者の協力
⑦豊岡通り	三角交差点～総持寺こ線人道橋付近	1000	●				600	1000					300		4	26																			

■道路特定事業計画の対象経路

